

回 覧



野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

野外焼却(野焼き)とは、適法な焼却施設以外でごみを燃やす行為で、一部の例外を除き法律で禁止されています。野外焼却は、悪臭や煙により近隣住民に迷惑をかけるだけでなく、火災の原因や警察・消防署等の指導の対象となります。

お住まいの地域で、お互いが気持ち良く生活できるよう、野外焼却は行わないようにしてください。みなさんのご協力をお願いします。

野外焼却は原則禁止されていますが、次の行為は例外とされています。ただし、生活環境の保全上支障を与える場合は、処理基準法違反として改善命令や行政指導対象となることがあります。

1. 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷の草焼き、道路そばの草焼き等
2. 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害の応急対策、火災予防訓練等
3. 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事等
4. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 焼き畑、畦の草及び下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却等
5. たき火その他日常生活を営むうえで、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
※たき火程度のもを指し、ドラム缶等によるごみ等の焼却行為は認められません。
(例) 小規模な落ち葉焚き、キャンプファイヤー等

※ なお、上記の焼却も規模によっては火災と間違われないように、消防署に届出が必要です。(揚煙行為届)

担当課 横芝光町役場 環境防災課 環境班
電話 0479-84-1216